リコール促進の共通指針（案）に関するご意見募集結果一覧

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
生活協同組合連合	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	(1)リコールの性格を示すこと 商品に危険が判明あるいは予想されるにもかかわらずリコールが行なわれなければ、消費者の危害が拡大する可能性があることから、リコールが事業者の責務であること、リコールが必要であるにも関わらず速やかに行なわれない場合は消費生活用製品安全法(第３８条)、食品衛生法(第６条)等の法規に抵触するものであることを明記すべきと考えます。	本指針は事業者が率先して行う自主リコールを念頭においている。またリコールの内容としては法律上の回収命令等より広く情報提供等も含めている。
市民団体	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	「安心」文言の削除 安心というのは主観的なもので、リコールのように的確な判断を迅速に行うための指針の中に入ってくるのはなじみません。 元の資料には、被害の恐れがなくとも安心のため回収する「クラス?」が入っており、これを削除したことは評価します。全部削除してはいかがでしょうか。	安全に係るクラスⅠ、Ⅱとは異なるものであることを明らかにしている。一方で、安心の観点からの情報提供の必要性を記述することは必要と考えている。
企業A	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	②リコールの本来の主旨は「消費者の安全を確保するための処置」と考える。食品分野では、従来から安全性にまったく問題がない、例えば産地の記載ミスなどでもリコールされる例が散見される。製造者の故意でないミスなどは、食品廃棄増などの観点から、リコール対象としない旨、指針に明記して頂きたい。	安心に係るリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱとは異なるため、情報提供を中心とした対応としているところである。
企業A	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	③一方、主観的要素の大きい「安心」を尺度に入れると、恣意的な判断が行われる可能性がある。従って、指針に「安心」を入れ場合には、その判断基準を明確にして頂きたい。	安心に係るリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱとは異なるため、情報提供を中心とした対応としているところであり、個別の状況に応じて適切に対応すべきものと考えている。
企業A	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	④消費者の視点から望まれるリコールのあり方とあるが、製品の安全性に関する問題は、製品由来の原因だけでなく使用者による取扱い不備もあり、リコール開始に対して、その判断軸が明確にされていないので考え方を入れてほしい（リスクは、応分に負うべき）。	消費者の消費･使用･利用方法に起因すると見られる場合の対応については、P.3の留意事項に記述しているところである。
事業者団体E	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	Ⅰ．基本的な考え方の内容については、現在も大多数の企業において採用されていると考えられ、大きな問題があるとは考えにくい。この内容を今、指針として規定する必要性は薄いのではないか。	本指針は大企業に限らず事業者におけるリコールの開始決定や方法の選択等に関する目安や手順、留意点等について定めて参考に供するものである。
消費者団体	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	2)「Ⅰ.基本的な考え方」: ① 全体的に一般的な表現であり、特徴となるポイントが強調されずメリハリが利いていない。それぞれの項目に名称をつけ、重要ポイントを簡潔・明瞭に記述した方が良い。（例：1.「対象とする分野」：……。） ② 「消費者の視点から望まれるリコール…」とあるが紛らわしい。消費者が望むリコールについて記述する訳ではないので、消費者保護の視点に立って、事業者として行うべき、望ましいリコールのあり方についての指針を定めるという表現が自然であろう。例えば、副題としては「消費者保護の観点で事業者が行うべき望ましいリコール」等とする。 ③ 3.4．の内容は、「基本的な考え」に入れるべきなのか疑問。	指針の趣旨、内容の周知を図ってまいりたい。 消費者の安全･安心に係る情報の収集、分析、評価、伝達については重要と考えているため、記載している。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体F	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	技術の複雑化・高度化等の環境変化によって消費者の安全を確保するための情報の重要性が高まっている中、リコール制度の有効な活用は、消費者にとって有益な情報入手手段の一つであり、事業者は正確にわかりやすく消費者に情報を伝える努力が必要である。 一方、リコール開始にあたって対象品の点検、収去等には多大な費用を要するため、原因が明確でない場合、その費用を事業者のみに課すことは、とくに中小事業者にとって事業存続に過大な影響を与えることとなり、費用負担のあり方については、十分な議論が必要である。 また、「安心」の概念は極めて抽象的かつ個人の感覚により異なるため客観的な判断基準にはなりにくく、リコールを制度とする以上、「安全」に限定したものとするか、あるいは、「安心」の客観的な判断基準を示すべきである。 さらに、本案を実行性あるものとするためには、事業者のみの努力・負担では公正妥当な運用は望めず、消費者の質の向上が求められる。そのため、消費者が自ら進んで、消費生活に関して、必要な知識を修得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するために必要な消費者教育、啓発活動を同時に推進することが必要である。	本指針において情報提供のあり方等を記述しているところである。 費用負担や消費者教育等のあり方に係る御指摘については参考にしていきたい。 安全に係るクラスⅠ、Ⅱとは異なることを明らかにした上で、安心の観点からの情報提供の必要性を記述することは必要と考えている。
事業者団体A	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	「施設・設備」の部分を、「施設に使用されている設備機器や工事材料」に変更する	基本的には御指摘の意味であるが、公園の遊具のような施設と設備の中間的なものも含めて考えているため、本指針の書きぶりとしている。
企業B	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	食品分野においては安全上全く問題のないリコールが増加しており、資源の無駄に繋がっている。安全上全く問題のない場合はリコールすべきではないことを基本的考え方に明記をしていただきたい。	安心に係るリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱのリコールとは異なるため、情報提供を中心とした対応としているところである。
事業者団体B	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	当会では、生活家電製品の事故発生に伴う消費者の生命や身体への危害や損害の拡大防止は最も重要な課題と位置付け、消費者への適時・適切な情報提供が必要と考えている。上記観点から当会会員各社では、経済産業省のリコールハンドブックおよびリコール社告JISに基づく適切なリコールを実践している。 今後も当会では、「リコール促進の共通指針（案）[以下　共通指針（案）]」の内容を参考に、迅速、適切、かつ効果的的確なリコールの促進を図っていく所存である。 一方で、前述の通り、当会会員各社のリコールに関する詳細な運用については、既存の経済産業省のリコールハンドブックおよびリコール社告JISに基づく運用を基本としている。 共通指針（案）と経済産業省のリコールハンドブック、及びリコール社告JISは、消費者保護の観点から迅速かつ的確にリコールを実践するとの内容となっており、両者の考え方に相違はないと考えているが、運用面での詳細について無用な混乱を未然に防止するために「共通指針（案）」に以下の記載が必要と考える。 該当箇所　共通指針（案）　P1「項目?基本的な考え方」 『1．本指針は、製品、食品、施設、設備の各分野に共通して参考されるものとする。』に以下の記載を追加頂きたい。 『また、既に対象分野ごとの特性に応じ、指針が整備されている分野は、分野毎の指針を基本とする。』	既に指針が整備されている分野との関係については9頁で記述しているところである。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
個人A	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	この指針（案）は消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品（以下、製品という）を対象として作成されており、同法から食品が除外されていることからも明らかなとおり、対象とすべきではない。 品質の劣化等による不衛生な食品、毛髪・プラスチック片等により不快感を与える食品、不適正な表示の食品等の自主回収については、農林水産省が、社告に代わり同省が公表する方法として、JAS法に基づく表示違反等の食品について自主申告情報方式を採用し、その普及に努めている。東京都等の都道府県等においては、食品安全行政の一貫として、食品の自主回収報告制度を実施し消費者への情報提供に努めている。	本指針は分野横断的に策定しており、対象外は設けていない。 他方、既に指針等が存在する分野との関係については9頁で記述しているところである。
事業者団体C	「Ⅰ．基本的な考え方」関係	1頁　Ⅰ．基本的な考え方　2.：1行目、同　3.：1行目、 【指摘箇所原文】 『消費者の安全・安心の確保』『消費者の安全・安心に係わる』及び『消費者の安心確保』 【意見・提案内容】 これらの表現から『・安心』の文言を削除し、『消費者の安全確保』『消費者の安全に係わる』との表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 『安心』という文言は、極めて主観的、情緒的な表現であり、何を以て消費者の安心と捉えるのか判断が難しく、指針に掲げるには相応しくない。前文で社会背景を伝える場合等を除いて、特に客観的且つ、より正確な判断基準を示すべき本文では「安心」の文言は使用するべきではないと考える。	安全に係わる安心があり得るので記述している。 安心に係わるリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱのリコールとは異なるため、情報提供を中心とした対応を記述しているところ。
事業者団体D	「Ⅰ．基本的な考え方」・ 「Ⅲ．リコールを開始する」関係	4．「Ⅰ．基本的な考え方の2．及び3．」及び「Ⅲ．1．(1)開始の判断基準」における「安全・安心」の下線部分の「・安心」を削除願いたい。 （理由）　今回の「リコール促進の共通指針(案)」では、リコールをⅡ．2．において「リコールとは、消費者による消費、使用又は利用される対象品が安全性を欠く場合に～中略～必要となる是正措置をいう。」と定義している。したがって、リコールの「安全の確保」が、「安全・安心の確保」と誤解されかねないので改めていただきたいため。	同上
事業者団体E	「Ⅱ．定義」関係	3．「リコール」の定義の見直しを行う、もしくは今回案の周知の徹底を行うべきである。 Ⅱ．2．において「その対象品が流通後ないし消費者に提供された後に、消費者に生ずる影響を最小限とするために必要となる是正措置」と定義されているが、我が国では現在一般にリコール＝製品回収と認識されることが多い。 このため、	当該部分も含め本指針の内容について周知を図ってまいりたい。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体E	「II．定義」・ 「III．リコールを開始する」関係	4．指針を制定するのであれば、もっと具体的な判断基準を示すべきである。 全体に抽象的で一般論が多く、具体的な判断基準が明確ではない。新聞報道（1月17日付朝日新聞）において、「問題が起きても判断は企業に委ねられており、企業自体が判断に迷うことも多い」とされているが、今回指針案では、この事業者の迷いを解消するには至っていないのではないか。特に以下の点が不明確と考える。 ①II．1でいう「許容可能な水準」とは、具体的にどのようなものか。 ②III．1．(1)において、リコール開始の判断基準としてクラスⅠ、IIを設けているが、被害の大きさ、被害の特性について具体的な基準（数値など）が示されないと、結局事業者の判断に左右されることになる。 ③III．1．(2)留意事項においても、被害の大きさ、頻度等の具体的基準が示されないと、目安にはならない。 ④製品には重大事故につながりやすい品目と、そうでない品目があり、それをすべて同一レベルで判断するのは無理があり、製品特性毎の判断基準も必要ではないか。	分野横断的なものであることを踏まえ、本指針における書きぶりとしているところ。 本指針策定後は分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も踏まえていきたい。
消費者団体	「II．定義」関係	3)「II.定義」： ① この指針において使用する定義であることを明確にするために、「この指針における定義」という表現にしたらどうか。また、「安全」の定義については、「危険性を許容水準まで抑える」という専門的な表現よりは、例えば「危険性がない状態」など、一般的で平易な表現で良いのではないか。 ② 2.「リコール」においては是正処置の具体的内容を、例として列挙した方が良い。 ③ 4.「リコールの方法」においても、具体的内容を列挙し、記述方法として、文章形態ではなく箇条書きやリスト化を使用した方が理解しやすい。	本指針の趣旨、内容についてわかりやすく周知を図ってまいりたい。
事業者団体F	「II．定義」関係	(1)「1．安全　」において、「安全とは、消費者の生命又は身体に被害が生ずる危険性が、許容可能な水準までに抑えられていることをいう。」と定義しているが、「許容可能な水準」の解釈が事業者間において差異を生じるおそれがあり、また消費者の解釈との差異もあるので、指針とするにあたっては、客観的かつ具体性のある判断基準を示すべきである。	分野横断的なものであることを踏まえ、本指針における書きぶりとしているところ。 本指針策定後は分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も踏まえていきたい。
事業者団体F	「II．定義」関係	(2)「5.リコールの情報提供」にある、新聞、マスメディアを通じた発信には、費用等多大なコストを要するとともに、その効果に限界がある。情報提供のあり方、消費者行動に結びつく効果的な方法について産官学による研究が不可欠である。	御指摘の点については参考にしていきたい。
企業C	「II．定義」関係	「安全」の定義について 「安全とは、消費者の生命又は身体に被害が生ずる危険性が、許容範囲な水準までに抑えられていることをいう」と定義されていますが、「許容範囲な水準」は何を持って許容範囲とするのか明確ではありません。	分野横断的なものであることを踏まえ、本指針における書きぶりとしているところ。 本指針策定後は分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も踏まえていきたい。
事業者団体A	「II．定義」関係	施設･設備」の部分を、「施設に使用されている設備機器や工事材料」に変更する。	基本的には御指摘の意味であるが、公園の遊具のような施設と設備の中間的なものも含めて考えているため、本指針の書きぶりとしている。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
企業B	「II．定義」関係	本指針ではリコールの方法に「製品回収を伴わない消費者への情報提供」も含めているが、これは社会通念上のリコールや「消費生活用製品のリコールハンドブック」のリコールの定義とは一致せず、混乱を与える可能性がある。「消費者への情報提供」はリコールの方法に含めないで、別の項目として記載していただきたい。	本指針においては、消費者の安全・安心に係る取組を幅広くとらえることとしている。
事業者団体C	「II．定義」関係	2頁　?．定義　4．リコールの方法：3行目、 【指摘箇所原文】 『対象品を引き取り（代金返還）』『対象品を引き取る（代金返還）』、 【意見・提案内容】 これらの表現から『（代金返還）』の文言を削除し『対象品を引き取り』『対象品を引き取る』との表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 リコールの方法として、消費者から対象品を引き取るあるいは交換することはあるが、引き取りにおいては必ずしも代金返還を行うとは限らないため、「引き取り＝代金返還」とも読み取れる（誤解され易い）文言の使用は避けるべきであると考える	事案によっては代金返還を伴わない場合がありうることを（）で表現しているものである。
生活協同組合連合	「III．リコールを開始する」関係	リコールの基準を分かりやすく示すこと 　指針は中小の事業者も含め、さまざまな事業者が使うものなので、分かりやすい表現に努めることが必要です。リコールは指針に従って、可能な限り迅速に行なわれる必要があります。例えばIII1(1)の「具体的な目安」は「開始の判断を行う」ではなく、「リコールを決定する」等の表現の方が分かりやすいと考えられます。 　リコール開始判断の目安として示されている判断基準は、類型別に例を示した方がわかりやすいと考えます。	「開始の判断を行う」＝「リコールを決定する」ではないため、本指針の書きぶりとしている。 判断基準については、分野横断的なものであることを踏まえ、本指針の書きぶりとしている。本指針策定後は分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も踏まえていきたい。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体G	「III. リコールを開始する」関係	（1）Ｐ４⇒２．複数の事業者間の関係（１）において、一方で、関係する事業者は、責任の所在が明確になっていない段階であっても消費者の安全の確保を優先させ、迅速・的確に開始を決定する。とされています。一方、Ｐ５⇒１．方法の最適化（１）方法の選択において、リコールの方法は、……消費者から対象品を引き取る（代金返還）あるいは交換すること、……流通・販売段階から対象品の収去することなどがある。とされている。 危険性の程度等状況・事情に応じて適切に対応することは当然であるが、結果として、生活者に説明義務が必要となる小売業からすると責任の所在が明確にならない状況では、特に店頭での対応は難しいと思われる。 したがって、Ｐ４⇒２．複数の事業者間の関係（１）における、責任の所在が明確になっていない段階であっても、については削除していただきたい。	本指針は、消費者の立場に立って、豊富な情報を持つ事業者に対して、安全優先の判断を求めるものであり、情報を持たない者に決定を求めるものではないと考えている。
企業A	「III. リコールを開始する」関係	⑤「被害発生のおそれは極めて小さいと考えられる場合であっても、消費者の安心確保の観点から必要と判断される場合、情報提供を中心とした対応をとることが望ましい。」の後に、「むやみにリコールを行うことは、消費者の信頼を著しく損なうことになる。」を入れてほしい。	安心に係るリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱのリコールとは異なるため、情報提供を中心とした対応としているところである。 御指摘の点については参考にしていきたい。
企業A	「III. リコールを開始する」関係	⑥事業者としては、行政に判断を求めることも通常行われているが、地域によって見解が異なることがある。保健所と中央（厚労省）の連携強化・統一基準化などにより、所轄保健所の見解の差が出ることが無いよう、国としても最大限の努力をして欲しい。	御指摘の点については参考にしていきたい。
企業A	「III. リコールを開始する」関係	⑦留意事項で、経年劣化・・・ は、賞味期限・消費期限を表示する食品には そぐわないと思われるので、分野別に検討してほしい。	経年劣化については、製品、施設等幅広い分野に共通して関連するため記述している。 本指針策定後は分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も踏まえていきたい。
事業者団体E	「III. リコールを開始する」関係	6．複数の事業者間の関係における他法令との関係について注意喚起すべきである。 Ⅲ．２において、ＰＬ法における責任分担や独占禁止法の優越的地位の濫用、下請法の諸規定など、他法令との関係を整理の上、注意喚起の文言を追加すべきと考える。 現在、ＯＥＭ、ＰＢ等商品の開発・販売形態が多様化・複雑化しており、商品の設計責任の所在も複雑になっている。「被害に係る責任は、対象品が安全性を欠く状態をつくりだした事業者にある。」とされており、これにはまったく異論がないが、実際においては、表示事業者、販売事業者が一方的にリコールを決定した後、製造委託先に作業負担を負わせる、経費を求償したり支払代金より減額したりする、返品、既発注品のキャンセルといった事態が懸念される。これが原因で製造委託先が倒産してしまう可能性もある。他法令における責任、義務と、リコールにおける負担の整合について明確化が必要である。	御指摘の点については参考にしていきたい。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体D	「III. リコールを開始する」関係	・2. 「Ⅲ. 1. (1)開始の判断基準」において、「○ なお、品質に問題がなく、通常は被害発生の可能性の無い場合(例えば、単純な表示誤記等(アレルギー表示ミス、設定した期限を超えた期限表示等を除く。))については、環境負荷の増大や資源の浪費の観点も考慮し、むやみに回収し、廃棄することのないよう十分検討する必要がある。」旨、「○ 被害発生のおそれは極めて小さいと考えられる場合であっても、 ～後略～」の説明の後に加筆し、明記していただきたい。 (理由) 今回の「リコール促進の共通指針(案)」においては、「品質に問題がなく、通常は健康危害を及ぼす可能性の無い場合」への対応(回収等の必要が無いこと)について記載されていないとともに、食品ロス・環境負荷の増大や資源の浪費(食料の安定供給)の観点等への配慮についても何ら記載がなされていないため。	安心に係るリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱのリコールとは異なるため、情報提供を中心とした対応としているところである。 御指摘の点については参考にしていきたい。
消費者団体	「III. リコールを開始する」関係	① 1.開始の意思決定 (1) 開始の判断基準＝> ・開始の判断基準の具体的目安の部分は、チャート化により図示されると理解しやすい。かつ、Ⅵ.1.方法の最適化の部分とも組み合わせて、判断基準とリコール方法とが一覧となれば更に理解しやすいのではないか。 ・「被害発生の恐れは極めて小さいケース」も、「ケースⅢ」として位置づけ、対応方法として「注意喚起のための情報提供を行うことが望ましい」旨明記したらどうか。 ・「リコールハンドブック」のように、リコールをすべき具体的事例(消費生活用製品以外の食品、施設等)が例示されていたほうが、事業者(特に中小やリコールに慣れていない事業者など)にとってはわかりやすいので検討してほしい。 ・開始の判断要素として、被害の大きさとともに「被害の拡大性」について考慮されることが必要である。拡大性が極めて低いケースは、広く回収は行わず、その事例に関して個別対応を行うことで対応できると考える。 (2)留意事項の部分＝> ・簡潔に箇条書きとする方が理解しやすい。	本指針の趣旨、内容についてはわかりやすく周知を図ってまいりたい。 安心に係るリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱのリコールとは異なるため、情報提供を中心とした対応として、書き分けているところである。 本指針策定後は分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も踏まえていきたい。
消費者団体	「III. リコールを開始する」関係	② 2.複数の事業者間の関係 (1) 開始の判断主体＝> ・原則としての判断主体と、ケース事例での判断主体が、文章で並列に記述されており、一読してわかりにくい。どのような場合に、誰が判断主体となるのかを、対照的に記述したほうが良い。 (2) 事業者間の連携・協力＝> ・記載されている５つのケースについて、対照できるよう簡潔に整理して、まとめた方が理解しやすい。	本指針の趣旨、内容のわかりやすい周知を図ってまいりたい。
消費者団体	「III. リコールを開始する」関係	③ 3.実施体制 (1) 実施体制の構築 ・実施体制については、日頃から有事の対応体制を準備・確認しておき、危機管理視点に立って有事の際の対応シミュレーションを実施しておくことが大切である点を強調するべきである。 ・この部分については、一つの手順書にまとめておくことにより、有事に即応できる体制整備を求めることが大切である。	御指摘の視点で記述しているところである。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体F	「III. リコールを開始する」関係	（1）「1.開始の意思決定　(1)開始の判断基準」において、「被害発生のおそれは極めて小さいと考えられる場合であっても、消費者の安心確保の観点から必要と判断される場合、情報提供を中心とした対応をとることが望ましい。」としているが、「極めて小さい」は判断基準としては曖昧であり、また、「安心」の概念は事業者間、事業者と消費者間とで解釈の差異が生ずるので、指針とするにあったては客観的な判断基準を示すべきである。 また、「被害の性格（多発性、単品不良など）」とあるが、後段「クラスII」にある「拡大可能性、多発性、特異性などの要素」との表現の違いがわかりにくい。とくに単品不良の定義が不明確で、通常、単品の不良は多発しにくく返品・交換などにより対応しており、このような場合リコールの必要性は低いと考える。 さらに、「情報提供を中心とした対応」は、どのような「情報」を指すのか、共通の理解を得られる客観的かつ具体性がある指針とすべきである。	「開始の判断を行う」＝「リコールを決定する」ではないため、本指針の書きぶりとしている。 判断基準については、分野横断的なものであることを踏まえ、本指針の書きぶりとしている。本指針策定後は分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も踏まえていきたい。 例えば事故防止につながる情報など消費者の安全の観点から必要となる情報を念頭においている。
事業者団体F	「III. リコールを開始する」関係	（2）「同　(2)留意事項」において、「事業者の想定しない消費・使用・利用方法によって被害が生じたと考えられる場合」とあるが、消費者の使用状況が再現、もしくは確認できない段階では、被害との因果関係を明確に出来ず、時間を要した確認が必要である。公表の方法によっては、消費者が不利益を被る場合や、事業者にとっても過度な負担となる場合があるので、想定しない消費等の場合は慎重に行うべきである。 また、リコールの結果、風評被害によって多大な損害を被った事業者の救済制度（手続）も検討する必要がある。本案が公正妥当な制度として機能するために、善良な事業者が損害を被った場合の救済制度の整備が重要である。	事業者の想定しない消費･使用･利用方法によって被害が生じたと考えられる場合であっても、事故情報を収集し、被害の大きさや頻度などを分析のうえ、事故の拡大防止の観点からリコールの実施や改善措置の必要性、手法について検討する必要があるとの趣旨。 救済制度に係る御指摘については参考にしていきたい。
事業者団体F	「III. リコールを開始する」関係	（3）「同　(2)留意事項」において、「経年劣化」とあるが、年を経て劣化が生じた場合、対象品のサプライチェーンの一部または、すべての事業者が倒産等により存在しないことがあり得る。その場合は、流通経路の把握が困難になり、リコールが実質的に機能しないこととなるため、その対策が必要である。 また、「必要に応じた是正措置」とあるが、原因等が明らかでない場合もあり「必要に応じた措置」との表現が妥当である。	リコールにおいては、倒産等の事情で関係事業者が（一部）不存在となっている場合などには、より効果的な告知が求められるところ、その在り方について検討が進められるべきと考えている。 製品起因であるが、原因等が特定されていない時点においても、事業者は、被害の拡大防止の観点から、まず消費者からの引き取りなど是正措置をとり、しかるのち、原因の特定を進めることが望ましい場合があると考えている。
企業C	「III. リコールを開始する」関係	被害目安のクラス1について クラス1に「重篤、ないし不可逆的な被害」とありますが、重篤や不可逆的な被害の程度の判断基準を明確にしていただきたい。たとえば、消安法で報告義務のある事故は全治30日以上の重傷や一酸化中毒、火災（消防が認めたもの）などとなっています。	本指針策定後分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も踏まえていきたい。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
企業C	「III. リコールを開始する」関係	消費者の消費・使用・利用方法に起因すると見られる場合 当社の製品で、特に脚立やはしご等は高いところに昇ったり、作業をしたりするための道具であり、消費者の誤使用による事故になった場合、重傷を負うケースがあります。そのことを前提として当社としては警告表示や取扱説明書を添付してユーザーに注意喚起をしております。 案では「事業者の想定しない消費・使用・利用方法によって被害が生じたと考えられる場合であっても、被害の大きさや頻度を踏まえたうえで、事業者はリコールを実施するほか・・・」となっておりますが、事業者の想定しない消費・使用・利用方法の内、明らかに誤使用（警告表示や取扱説明書で禁止している使用）と思われる事故については、対象外とするなどの配慮をお願いします。	想定しない消費等の場合もリコール等が必要になることはあると考えている。ただし、被害の大きさや頻度なども踏まえた上で対応するよう記述しているところ。 救済制度に係る御指摘については参考にしていきたい。
企業C	「III. リコールを開始する」関係	経年劣化について 製造物は遅かれ早かれ必ず経年劣化するものであり、当社としては取扱説明書に使用前の点検を具体的に示し、異常があれば使用を中止していただくよう注意喚起しております。しかし、明らかに危険な状態になっているにも関わらず使用したため事故に至ったケースもあり、明らかに使用者側に責任のあるものは対象外とするなどの配慮をお願いします。	経年劣化によると考えられるが、販売時の注意喚起（取扱説明書等）では事故の拡大を防止できないと判断されるような場合については、事故発生状況を勘案しつつ、被害の大きさや頻度を踏まえた対応が望ましいと考えている。
事業者団体A	「III. リコールを開始する」関係	2. 複数の事業者間の関係 (1)開始の判断主体」 「施設・設備分野においては管理事業者が」の部分を、「施設に使用されている設備機器や工事材料においては、当該設備機器等の最終品製造事業者が」に変更する。	施設に設置されている設備機器等については、当該設備機器メーカーが事故情報に基づき事故発生および発生状況を把握しているとは限らないため、原則として、事故を承知する管理者がまず利用停止などを行い、その後、事故原因を踏まえた措置等がメーカーによって行われるべきと考えている。もっとも、事業者間で、事故防止の初動対応について取り決め等がある場合には、それに従うことを妨げない趣旨。
事業者団体A	「III. リコールを開始する」関係	2. 複数の事業者間の関係 (2)事業者間の連携・協力」 「施設・設備の管理事業者が」の部分を、「施設に使用されている設備機器や工事材料の最終品製造事業者が」に変更のうえ後半の「設置・施工事業者や点検・修理事業者は」の部分を、 「施設の所有者・管理者、設置・施工事業者や点検・修理事業者は」とする。	同上

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体 連合	「III. リコールを開始する」関係	リコールの円滑化の観点から、リコールに関する共通指針を策定されることは、中小企業にとっても参考になるものである。 　多くの中小企業は、人的・資金的な経営資源に乏しく、リコール実施体制の早期の構築が困難であるのが実情であり、本指針が実効性を高めるためには、中小企業が本指針の重要性を認識し、適切な対策を講じられるような環境整備が不可欠である。 　このため、今後、政府におかれては、全国の中小企業に対する本指針の普及啓発や指導を徹底されるとともに、中小企業者向けの相談体制の整備を行われたい。 　なお、リコールを行うには、リコールを実施する費用があってはじめて実施可能となる。経営資源に乏しい中小企業においては、予めリコール実施に要する費用を考慮し保険制度の利用等を検討することが重要であり、本指針の「3．実施体制」にその旨を記載するなど十分に周知する必要がある。	リコール保険については6頁に記述しているところ。 当該部分も含め本指針の趣旨、内容についてはわかりやすく周知を図ってまいりたい。
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	2頁　III. リコールを開始する　1．開始の意思決定（1）開始の判断基準：1行目、同上項目　3頁　4～5行目、 【指摘箇所原文】 『消費者の安全・安心の確保』『消費者の安全・安心に係わる』及び『消費者の安心確保』 【意見・提案内容】 これらの表現から『・安心』の文言を削除し、『消費者の安全確保』『消費者の安全に係わる』との表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 『安心』という文言は、極めて主観的、情緒的な表現であり、何を以て消費者の安心と捉えるのか判断が難しく、指針に掲げるには相応しくない。前文で社会背景を伝える場合等を除いて、特に客観的且つ、より正確な判断基準を示すべき本文では「安心」の文言は使用するべきではないと考える。	安全に係わる安心があり得るので記述している。 安心に係わるリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱのリコールとは異なるため、情報提供を中心とした対応を記述しているところ。
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	2頁　II.リコールを開始する　1．開始の意思決定（1）開始の判断基準：4行目、 【指摘箇所原文】 『被害の性格（多発性、単品不良など）』、 【意見・提案内容】 『単品不良』の文言を削除し、『被害の性格（多発性など）』の表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 被害の性格としては、多発の可能性があるか否かがリコール開始判断の要件になると考える。カッコ内の表現は多発性と単品不良のどちらの場合もリコール開始の要件と読み取れ、誤解と混乱が生じると考える。また、消費生活用製品のリコールハンドブック（26頁）では、単品不良は個別対応と記されている。	「開始の判断を行う」＝「開始の決定」ではないため、本指針の書きぶりとしている。 被害の性格（多発性、単品不良など）を踏まえて、リコール開始が必要かどうかの判断を迅速・的確に行うことを記述したものである。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	2頁　III. リコールを開始する　1. 開始の意思決定 (1) 開始の判断基準：5行目、 【指摘箇所原文】 『被害発生の原因 (製品に起因する、消費者の使い方に起因するなど) に応じて』、 【意見・提案内容】 『消費者の使い方に起因する』の文言を削除し、『被害発生の原因 (製品に起因するなど)』の表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 消費生活用製品のリコールハンドブック (26頁) では、リコールを実施するか否かの判断をする時点においては、事故等が製品の欠陥によるものか否かを明確にすることよりも、企業の社会的責任として、まず消費者の安全確保を優先し、事故の再発・拡大防止を図るための迅速な対応の検討の必要性が記されている。また、リコールの定義を「是正措置」とした本指針において、安全使用の啓発情報を主体とする「消費者の使い方に起因する」場合をこの部分に表現することは適当でないと考える。	「開始の判断を行う」＝「開始の決定」ではないため、本指針の書きぶりとしている。想定しない消費等の場合もリコール等が必要になることはあると考えている。ただし、被害の大きさや頻度なども踏まえた上で対応するよう留意事項で記述しているところ。
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	3頁　III. リコールを開始する　1. 開始の意思決定 (1) 開始の判断基準：8行目、 【指摘箇所原文】 『クラスⅠ･･･死亡、重篤、ないし不可逆的な被害･･･』、 【意見・提案内容】 『死亡、重篤、ないし不可逆的な被害』を『死亡、重傷病、ないし後遺障害の被害』の表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 経済産業省発行の消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説～事業者用ハンドブック～10頁では、重大製品事故の要件「死亡事故、重傷病事故 (治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病)、後遺障害事故」の用語が使われている。(リコールハンドブック21頁にも、同様の記載がある。) また、『不可逆的』との文言は一般的に難解であり、提案の表現がより平易で理解され易いと考える。	「不可逆的な被害」は、後遺障害の被害とほぼ同旨であるが、蓄積的な被害で不可逆的なものも想定されるため、本指針の書きぶりとしているところ。
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	3頁　III. リコールを開始する　1. 開始の意思決定 (1) 開始の判断基準：3頁の4～6行目、 【指摘箇所原文】 『○被害発生のおそれは極めて小さいと考えられる場合であっても、消費者の安心確保の観点から必要と判断される場合、情報提供を中心とした対応をとることが望ましい。』 【意見・提案内容】 『安心確保』を『安全確保』に修正し、当該文章『○被害発生･････情報提供を中心とした対応をとることが望ましい。』の文章全体を『(2) 留意事項』の部分へ移動して記載願いたい。 【意見・提案理由】 『?. 定義　2. リコール』にて『･･･消費者に生ずる影響を最小限とするために必要となる是正措置をいう。』と定義しており、広辞苑では、是正 (悪い点を改めただすこと)、措置 (とりはからって始末をつけること) の解釈となる。よって、情報提供を中心とした対応は、留意事項であると考える。 また、『安心』は消費者の感性によるところが大きく、本指針に情緒的な用語を用いるべきではないと考える。	安全に係わる安心があり得るので記述している。 安心に係わるリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱのリコールとは異なるため、情報提供を中心とした対応を記述しているところ。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	3頁　III. リコールを開始する　1. 開始の意思決定 (1) 開始の判断基準：3頁の7～9行目、 【指摘箇所原文】 『○乳幼児、妊婦、胎児、高齢者、障害者が被害者である場合、一般的に自ら被害を食い止めあるいは最小化する能力が十分でないこと、傷害の程度が重症となる傾向があることなどから、通常より危険度を高く評価する。』 【意見・提案内容】 『○専ら乳幼児、妊婦、胎児、高齢者、障害者が被害者となる可能性が高い場合、一般的に自ら被害を食い止めあるいは最小化する能力が十分でないこと、傷害の程度が重症となる傾向があることに留意すべきである。』に修正願いたい。 【意見・提案理由】 経済産業省「消費生活用製品のリコールハンドブック」27頁に、『特に判断能力に乏しい幼児やお年寄りの使用では、「誤使用」や「不注意」という一般的な概念が通用しない場合があります。』の記載もあり、『専ら乳幼児・・・障害者が被害者となる可能性が高い』とした方が良いと考える。 また、全ての『乳幼児・・・障害者』が確実に被害者となるわけではないので『通常より危険度を高く評価する。』を『留意すべきである。』とした方が良いと考える。	乳幼児や高齢者等の被害を生じている事故については、EUの指令等を参照しつつ、一般に事故を回避する能力が低いことを考慮して、危険度を総合的に判断するべきとの観点から、本指針の書きぶりとしているところ。 ＊「食品・製品等のリコールに関する分野横断的指針についての調査研究報告書」（平成20年6月国民生活局）13－14頁を参照
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	3頁　III. リコールを開始する　1. 開始の意思決定 (1) 開始の判断基準：3頁の7～9行目、 【指摘箇所原文】 『○乳幼児、妊婦、胎児、高齢者、障害者が被害者である場合、一般的に自ら被害を食い止めあるいは最小化する能力が十分でないこと、傷害の程度が重症となる傾向があることなどから、通常より危険度を高く評価する。』 【意見・提案内容】 『○専ら乳幼児、妊婦、胎児、高齢者、障害者が被害者となる可能性が高い場合、一般的に自ら被害を食い止めあるいは最小化する能力が十分でないこと、傷害の程度が重症となる傾向があることに留意すべきである。』との修正に加え、この文章全体を『(2) 留意事項』の部分へ移動して記載願いたい。 【意見・提案理由】 意見＜7＞と同様であり、留意事項となるため。	同上
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	3頁　III. リコールを開始する　1. 開始の意思決定 (2) 留意事項：3～7行目、 【指摘箇所原文】 『対象品のいずれの部分に原因があるか特定できない場合、対象品と被害発生の間に因果関係がある蓋然性が高いものの確定できない場合などであっても、被害の大きさ、頻度などを踏まえたうえで、適切な方法を選択しながら、リコールの開始を判断する。特に、危険性が高い（クラス?）と判断される場合には、消費者の安全の確保を最優先し、迅速に是正措置をとる。』 【意見・提案内容】 『対象品と被害発生の間に因果関係がある蓋然性が高いものの、対象品のいずれの部分に原因があるか特定・確定できない場合、被害の大きさ、頻度などを踏まえたうえで、適切な方法を選択しながら、リコールの開始を判断する。特に、危険性が高い（クラス?）と判断される場合には、消費者の安全の確保を最優先し、迅速に是正措置をとるように努める。』との表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 『被害発生、もしくはそのおそれがある場合で、その原因を特定できない場合』にあって、製品起因の蓋然性が高い場合の留意事項として、より分かり易い表現をお願いする。 また、原因が特定できなければ『是正措置』の方法も決定できないことから、『努める』との表現を追加願いたい。	「努める」との文言を追記する。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	3頁　III. リコールを開始する　1. 開始の意思決定　(2) 留意事項：8～13行目、 【指摘箇所原文】 『－消費者の消費・使用・利用方法に起因するとみられる場合 事業者の想定しない消費・使用・利用方法によって被害が生じたと考えられる場合であっても、被害の大きさや頻度を踏まえたうえで、事業者はリコールを実施するほか、対象品の構造の変更や、警告表示を改訂してより具体的な注意情報を提供するなどの改善措置をとり、被害発生の要因の除去につとめる。』 【意見・提案内容】 『－消費者の消費・使用・利用方法に起因するとみられる場合 事業者の想定しない消費・使用・利用方法によって被害が生じたと考えられる場合であっては、被害の大きさや頻度を踏まえたうえで、使用上の注意喚起を行うほか、対象品の構造の変更や、警告表示を改訂してより具体的な注意情報を提供するなどの改善措置をとり、被害発生の要因の除去につとめる。』の表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 事業者が、到底想定できない消費・使用・利用方法に起因する場合、事業者がリコールを実施することは極めて困難であると考えるとともに、使用上の注意喚起が最も重要になってくるものと考える。	「リコール」には使用上の注意喚起も含めて考えているところ。
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	3頁　III. リコールを開始する　1. 開始の意思決定 (2) 留意事項：14～17行目、 【指摘箇所原文】 『－経年劣化　経年劣化によって事故が発生したと考えられる場合には、被害の大きさや頻度を踏まえたうえで、事業者は、消費者に危険性を知らせるとともに、危険性の程度に応じた是正措置をとる。』 【意見・提案内容】 『是正措置をとる』を『対応をとる』に修正願いたい。 【意見・提案理由】 広辞苑では、是正（悪い点を改めただすこと）、措置（とりはからって始末をつけること）の解釈となります。例えば30年間長期に使用された製品を是正措置することは、PL法から考えても整合性に無理があり、使用禁止の情報提供、注意喚起等の対応が現実的である。 また、経済産業省「消費生活用製品のリコールハンドブック」28頁に『経年劣化が原因であっても、製品には問題ないとするのではなく、事故情報を真摯に受け取り、迅速に対応することが必要です。』の記載があり、『対応』の用語が用いられている。	「リコール」には使用上の注意喚起も含めて考えているところ。
事業者団体C	「III. リコールを開始する」関係	4頁　III. リコールを開始する　3. 実施体制　(2) 日頃からの準備：8行目、 【指摘箇所原文】 『－日頃から、事業者団体や専門家等に相談し、意見を求めるルート作りにつとめる。』 【意見・提案内容】 『－日頃から、自己責任のもとに事業者団体や専門家等に相談し、意見を求めるルート作りにつとめる。』のように『自己責任のもとに』を挿入・追加記載願いたい。 【意見・提案理由】 リコール判断の責任主体はあくまでも事業者であり、相談先にその責任が転嫁されることがあってはならないと考える。その観点から相談する場合においてもその意見はあくまでも参考であり、リコール判断の責任主体はあくまでも事業者であることを明示にしておくことが望ましい。	本指針は、全体として、事業者の自主的な判断にもとづくリコールが迅速かつ的確に実施されることを目的とし、記述しているところ。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体E	「III. リコールを開始する」関係	5．過剰反応の防止策も示す必要がある。 製品安全のためには、事業者が設計、製造、表示の各段階にわたって細心の注意を払う責任があるのはもちろんであるが、消費者(使用者)の側も製品の目的や特性を理解して正しく使用する責任があり、両者のバランスが必要である。些細な事故や明らかな誤使用による事故についても製品回収等をすることは妥当ではない。消費者に製品に対する過度の不安感を招かせることにもなる。また、結果として製品価格への転嫁による消費者の負担増や、我が国製造業の国際競争力の低下を招くことになる。さらに、事業者が企業防衛のため注意表示を増やすようになり、重要な注意事項が埋没したり、消費者がかえって取扱説明書を読まなくなることも考えられる。こういった点も考慮した指針とすべきではないか。 具体的には、以下の点が懸念され、追加記載が必要と考える。 ①Ⅲ．1．(2)留意事項の２番目として「事業者の想定しない消費・使用・利用方法によって被害が生じたと考えられる場合であっても、被害の大きさや頻度を踏まえた上で事業者はリコールを実施する」とあるが、例えば使用者の故意や事故を起こす認識があった場合でもリコールを実施しなければならないのか。→「～踏まえた上で事業者はリコールを実施するか不要であるかを判断する。」としてはどうか。 ②Ⅲ．1．(1)○印２番目として「乳幼児、妊婦、胎児、高齢者、障害者が被害者である場合～通常より危険度を高くする」とあるが、これらの対象者について使用を制限していたり、注意喚起している場合においても、危険度を高く評価せねばならないのか。 →「～通常より危険度を高くする。但し、これらの者も対象とした製品であるか、使用を制限する注意表記をしているか等も勘案する。」としてはどうか。	御指摘の点については参考にしていきたい。
生活協同組合連合	「IV. リコールを徹底する」関係	新聞社告などを引き続き検証、改善すること 新聞社告は最も重要なリコール情報の一つですが、字が細かくて分かりにくく、1回の社告では見過ごされやすいこと、生命･安全に関わるリコールであることが認識され難いことなどが問題です。社告の書き方はJISで標準化されましたが、リコールの性格と目的に照らして十分か否か今後も継続的に検証し、新聞社告とそれ以外の情報伝達の方法について改善を進めてください。	御指摘の点については参考にしていきたい。
市民団体	「IV. リコールを徹底する」関係	リコールに関係して大切なことは、原因を明らかにして的確な再発防止策を講じることと考えます。また、この内容を公表して社会全体で共有することです。具体的な社名を出す必要はありません。 このことを盛り込んでいただくことを希望します。食品では「農林水産消費安全技術センター」でこれを行っていて、注目しています。 http://www.famic.go.jp/syokuhin/jigyousya/jireityousa.html	本指針はリコールの促進の共通指針を定めたものである。 再発防止策の策定の推進など行政としての取組のあり方に係る御指摘については参考にしていきたい。
事業者団体G	「IV. リコールを徹底する」関係	（２）Ｐ６⇒（２）直接伝達において、関係する事業者が保有する顧客リストを連携・協力して活用することが望ましいとされているが、緊急を要する場合には有効な手段であると思われる。一方、法律に関して専門家ではない一般消費者は、個人情報保護制度について理解されていないことから、政府が、国民に対して誰でもが理解されるよう周知徹底を図っていただきたい。	当該部分も含め本指針の内容のわかりやすい周知を図ってまいりたい。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体D	「Ⅳ．リコールを徹底する」関係	3．「Ⅳ．2．(3)新聞社告」において、「新聞社告は、相当程度普及・定着している情報提供の手段であることから、わかりやすく工夫、努力のうえ、これを積極的に活用する。」のうち、下線部分の「積極的に」を削除願いたい。 (理由)　新聞社告は、積極的に新聞を購入し、かつ、新聞社告欄から情報を得ようとしている消費者への伝達に限られるとともに、食品の特性として、特定の地域に、特定のロットが供給された場合には、当該地域に絞って情報伝達する(量販店での店頭ポスター)等、情報提供の内容に適した多様な方法が選択できる方向で行うことが適切であり、新聞社告に限定するような誤解を与える表現は改めていただきたいため。	本指針においては、新聞社告以外の手法も含め記述しているところ。
消費者団体	「Ⅳ．リコールを徹底する」関係	①　1.方法の最適化 (1)方法の選択＝＞ ・内容はともかく、「Ⅲ．リコールを開始する」の部分と同様、それぞれの説明文章が長く、一読してすっきりと理解できない。この種の記述は、箇条書き、表、フローチャート等を活用して、一見して理解できるようにしたほうが良い。 ・消費者に「使用の中止や廃棄を呼びかけ‥」とある部分について、問題品の廃棄は、回収後に事業者が責任を持って行うべきことであり、消費者がそれぞれに廃棄を行うということでは、問題が残る。「廃棄」は、消費者が行う行為として盛り込むべきではない。	本指針の趣旨、内容のわかりやすい周知を図ってまいりたい。 リコール対象品の「廃棄」については、事業者が引き取り後に環境配慮のうえ、自己の責任において廃棄する場合のほか、耐用期限を超えた製品のように、事案によっては消費者に廃棄を求める場合もあり得る。
消費者団体	「Ⅳ．リコールを徹底する」関係	②　2.リコールの情報提供 (1) 情報提供のあり方＝＞ ・①(1)と同様、記述が長く理解しにくい。リコールの情報提供を必要とする対象者と、そのための適切な情報提供手段とを整理して、対照的に説明されたほうが理解しやすい。 ・コストを必要としない公的機関のパブリックスペースの有効活用（掲示板、Webなど）について具体的に説明し、情報提供のための手段の選択肢を広げておくことが有効ではないか。	本指針の趣旨、内容のわかりやすい周知を図ってまいりたい。 御指摘の点については参考にしていきたい。
消費者団体	「Ⅳ．リコールを徹底する」関係	③　3.モニタリング (1)モニタリングの実施＝＞ ・リコール開始後のモニタリングは必要である。但し、これへの過度な労力傾注により、肝心のリコール自体の活動が低下しないよう注意することが大切である。 (2)回収率等＝＞ ・リコールの最終目的は、問題製品の完全回収、設備の使用中止による消費者被害の極小化である。モニタリングもこの視点から、徹底状況をチェックし、必要な追加施策等の検討を行うためのものであり、回収率もそのためのチェック指標であることを明記したい。 ・回収可能性は、製品の種類、機能、性質によりまちまちであり、一律に100%回収を義務付けられても現実的でない場合もある。例えば、食品等は回収開始時点で、既に消費されている場合もあり、100%を達成できないことが通常である。最終回収率の確認とともに、どの時点でリコールを終了とするのかについては、業界、製品、状況ごとに相違があるので、幅広いケースを想定した選択肢を用意されることを要望する。	回収率のみが重要との位置づけにはしていない。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体F	「IV. リコールを徹底する」関係	（1）「２．リコールの情報提供　（2）直接伝達」にある、「関係する事業者が保有する顧客リストを連携・協力して活用する」際、個人情報の目的外利用及び第三者提供を円滑にするため「法令に基づく場合」（個人情報保護法１６条３項１号、２３条１項１号）を根拠すべきと考える。本案に示されている「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護法１６条３項２号、２３条１項２号）の例外規定を使う場合、「本人の同意を得ることが困難」の判断が容易ではない。	本指針は必ずしも法令に基づく回収等を前提としたものではない。 個人情報保護法上の扱いについては、各省庁作成の各分野の運用指針等を参照いただきたい。
企業B	「IV. リコールを徹底する」関係	リコール対象製品が不特定多数に渡っており、かつ緊急性・重大性が高い場合は、その情報を速やかにマスメディアに伝達し、報道してもらうように依頼することが重要である。このことを、リコールの情報提供の中に明記していただきたい。 ?新聞社告によるリコールの情報提供は世界的に見ても稀な仕組みであり、事業者に多大の費用の負担を強いるものである。リコールの情報提供については新聞社告を積極的に活用するのではなく、行政が制度としてリコール情報を集約し、ホームページ等を活用して消費者に情報提供することが必要である。	御指摘の点については参考にしていきたい。
事業者団体B	「IV. リコールを徹底する」関係	【該当箇所】P6　IV. リコールを徹底する　2. リコールの情報提供 (4) その他 ・マスメディアの利用は多額の費用を要することになるため、リコール保険制度の整備、普及の促進など、関係者による環境整備の取組が必要である。 【意見・提案内容】 ・マスメディアの利用は・・・必要である。また、マスメディア自身も消費者保護の観点から積極的に自ら情報を提供していく姿勢が望ましい。 【意見・提案理由】 社告記事以上に、ニュースとして伝達されるマスメディアの影響は大きいので、マスメディア自身による消費者保護の活動の一環として更なる社会貢献が求められるところであると考える。	御指摘の点については参考にしていきたい。
事業者団体C	「IV. リコールを徹底する」関係	5頁　IV. リコールを徹底する　1. 方法の最適化 (1) 方法の選択：2行目、 【指摘箇所原文】 『対象品を引き取り（代金返還）』『対象品を引き取る（代金返還）』、 【意見・提案内容】 これらの表現から『（代金返還）』の文言を削除し『対象品を引き取り』『対象品を引き取る』との表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 リコールの方法として、消費者から対象品を引き取るあるいは交換することはあるが、引き取りにおいては必ずしも代金返還を行うとは限らないため、「引き取り＝代金返還」とも読み取れる（誤解され易い）文言の使用は避けるべきであると考える。 （事業者の判断により対応は異なる。また、長期使用製品等での対応が難しい。）	事案によっては代金返還を伴わない場合があり得ることを（）で表現しているものである。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体C	「Ⅳ．リコールを徹底する」関係	5頁　Ⅳ．リコールを徹底する　1．方法の最適化（2）リコール実施計画の作成・実施：1～2行目、 【指摘箇所原文】 『事業者は、選択した方法を計画的に実施するため、専門家の意見もとりいれながら、』 【意見・提案内容】 『事業者は、選択した方法を計画的に実施するため、必要に応じて専門家の意見もとりいれながら、』のように『必要に応じて』を挿入・追加記載願いたい。 【意見・提案理由】 リコールを実施する企業の体制、対象品、方法等により専門家の必要性が異なるため。	「必要に応じて」を追記する。
事業者団体C	「Ⅳ．リコールを徹底する」関係	5頁　Ⅳ．リコールを徹底する　2．リコールの情報提供（1）情報提供のあり方：8行目、 【指摘箇所原文】 『…低いもの（リコール対象品と類似性があるため、参考情報として提供するものなど）』 【意見・提案内容】 『リコール対象品と類似性があるため、』の文言を削除し、『…低いもの（参考情報として提供するものなど）』の表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 類似性とは、例えば商品特性か、事故原因か、使用する人か、等々、判断基準が不明確となる。従って、リコール対象品の何について類似性があるのかが不明であるため、事業者のみならず消費者にとっても混乱をきたす恐れがあると考える。	御指摘のような類似性も含めて、必要に応じて参考情報の提供が必要と考えている。
事業者団体C	「Ⅳ．リコールを徹底する」関係	6頁　Ⅳ．リコールを徹底する　2．リコールの情報提供（2）直接伝達：3～4行目、 【指摘箇所原文】 『個人情報保護制度に則しながら、関係する事業者が保有する顧客リストを連携・協力して活用することが望ましい。』 【意見・提案内容】 『販売・流通事業者等、』を追加し、『個人情報保護制度に則しながら、販売・流通事業者等、関係する事業者が保有する顧客リストを連携・協力して活用することが望ましい。』との表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 顧客リストに基づく情報伝達が最も有効性が高く、その顧客リストを最も保有している「販売・流通事業者」は明記する必要がある。「消費生活用製品のリコールハンドブック」においても情報提供の方法として「流通事業者・販売事業者を通じての連絡」との記載がある。	御指摘の販売・流通事業者を含め関係事業者が保有する顧客リストの活用が望ましいと考えている。
事業者団体C	「Ⅳ．リコールを徹底する」関係	7頁　Ⅳ．リコールを徹底する　3．モニタリング（1）モニタリングの実施：7頁　1～2行目、 【指摘箇所原文】 『モニタリングにおいては、実施計画上の目標に向けた進捗状況のほか、リコール開始後の事故発生の状況、消費者への情報の浸透度などを把握する。』 【意見・提案内容】 『、消費者への情報の浸透度』を削除し、『モニタリングにおいては、実施計画上の目標に向けた進捗状況のほか、リコール開始後の事故発生の状況などを把握する。』との表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 「消費者への情報の浸透度の把握」は極めて困難である。リコール告知後、顧客からの申し出と、販売店等から得られた名簿等でリコール実務を進めており、この状況から不特定多数への浸透度を類推するしかない。逆に、数値的に把握はできないが、製品情報の浸透度を高める努力（チラシ等の配布、販売店様等の協力を得てお客様に適切に伝える、場合によっては再社告を実施する等）が進捗率の向上に繋がる。	消費者への情報の浸透度の把握は必要と考えている。 リコール告知に対する消費者からの問い合わせ数、引き取り・交換などの対応数を把握することは重要だが、消費者が使用を停止した数や消費者による廃棄等の把握までは必要ではないと考え、本指針の書きぶりとしているところ。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
生活協同組合連合	「Ⅴ．関係者間の連携･協力」関係	行政の相談窓口等を設置すること 中小の事業者などは指針に基づいてリコールを行なうことが困難な場合もあると考えられます。業界団体にも加盟していない事業者も多々あります。行政が積極的に中小の事業者などの支援を行なうため、相談窓口の設置、融資制度などの検討を要望します。	御指摘については参考にしていきたい。
消費者団体	「Ⅴ．関係者間の連携･協力」関係	①　ここで取り上げる「関係者」について、範囲を広げて考えるべきではないか。 消費者の安全確保第一の視点に立ち、リコールの実効を上げることを考えると、事業者団体、消費者団体のほかに、マスコミ、行政等も協力して取り組むべき組織として認識される必要があると考える。 危険情報の正確な伝達機能としての「マスコミ」や、全国に消費者相談窓口を設けている「行政（国民生活センター、消費生活センター）」が、リコール時に必要な協力・支援を行うことにより、本指針の主旨である「消費者の安全を守ること」に繋がると思われ、緊急時には、これらの行政組織の機能を活用した情報伝達も行われることが望ましい。 特に最近の消費者問題の解決においては、事業者、消費者、行政の３者の連携による取り組みの必要性が指摘されており、この両者の果たすべき役割について記述されることが望ましい。	御指摘については参考にしていきたい。
企業A	「Ⅵ．リコールを終了する」関係	⑧リコール期限の設定は、分野、商品期限によって統一はできないのではないか。いつまでも集計できないのも困るので指針を出して欲しい。例えば、賞味期限が存在する食品においては賞味期限までとか、その他は統計的に危険率0．1%未満になるまでとか、根拠を明確にしてほしい。	今後分野別指針を策定する際に検討されるべきものと考えている。
研究団体	「Ⅵ．リコールを終了する」関係	「リコール促進の共通指針（案）に関する意見の募集」について、早速意見を述べてさせていただきます。 消費者保護の観点から、リコール情報は、全ての情報公開と、客観的な検証が最も必要なことと考えます。そのために、事業者･事業者団体に消費者･消費者団体に対しての情報公開の努力義務と検証段階における連携することの努力義務を明記すべきだと考えます。 そこで、例示として、以下の文言を加えることが望ましいと考えています。 （3）リコール情報の検証 消費者団体は、事業者が発出した「リコール情報」について、専門家･有識者の意見を求めるなどして、検証結果を事業者･事業者団体に情報提供する活動の強化･活動が期待される。また、消費者の意見を集約し、その情報を事業者･事情者団体に提供する活動の強化･拡大が期待される。 検証結果を広く消費者に公開することが望ましい。	御指摘については参考にしていきたい。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体C	「VI. リコールを終了する」関係	8頁　VI. リコールを終了する　2. 検証 (1) 検証の実施：2行目、 【指摘箇所原文】 『消費者の安全・安心の確保』『消費者の安全・安心に係わる』及び『消費者の安心確保』 【意見・提案内容】 これらの表現から『・安心』の文言を削除し、『消費者の安全確保』『消費者の安全に係わる』との表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 『安心』という文言は、極めて主観的、情緒的な表現であり、何を以て消費者の安心と捉えるのか判断が難しく、指針に掲げるには相応しくない。前文で社会背景を伝える場合等を除いて、特に客観的且つ、より正確な判断基準を示すべき本文では「安心」の文言は使用するべきではないと考える。	安全に係わる安心があり得るので記述している。 安心に係わるリコールは、安全に係るクラスⅠ、Ⅱのリコールとは異なるため、情報提供を中心とした対応を記述しているところ。
事業者団体C	「VI. リコールを終了する」関係	8頁　VI. リコールを終了する　1. 終了の意思決定 (1) 実施計画上のリコール終了：2～3行目、 【指摘箇所原文】 『・・・リコール開始後に事故が発生していないことを確認のうえ、社内の実施体制を解除する（実施計画上のリコール終了）。』 【意見・提案内容】 『・・・リコール開始後に事故が発生していないことまたは発生が収束したことを確認のうえ、社内の実施体制を解除する（実施計画上のリコール終了）。』との表現に修正願いたい。 【意見・提案理由】 原文では、『リコール開始後に事故が発生していないことを確認』とあるが、発生していない状況の時間軸を踏まえると、『発生が収束したこと』を追記すべきある。	実施計画上の目標達成は、生命・身体への危険性の高い製品等については販売後の時間経過等の事情を考慮しつつ比較的高く設定すべきであるが、社内の実施体制の解除は開始後の事故発生状況を踏まえて判断すべき趣旨を記述したもの。
生活協同組合連合	「VII. その他」関係	縦割りを廃して統一運用すること リコールの効果的な実施は、製品の種類に関係なく、必要なものなので、関連する省庁すべてが縦割りを廃して、ただちに取り組まれることを要望します。	本指針は分野横断的に定め、事業者のみならず、行政その他関係者の参考に供しているもの。
市民団体	「VII. その他」関係	分野ごとの指針作成強調 「対象分野ごとの特性に応じた指針を、官民の協働により作成する」と示してあることを評価します。これを強調いただくことを希望します。 商品の分野によって具体的な指針を作る必要があります。食品はそのような分野の一つと考えています。	本指針策定後は、分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も参考にしていきたい。
企業A	指針の名称について	①リコール実施に関して、「迅速かつ的確に」実施することが共通指針なので、「促進」のみをタイトルにあげるのは不適切と考える。タイトルから受ける印象は、どんどんリコールをしましょう、と受け取られる恐れがある。食品分野においては、現在の環境問題を考えるまでもなく、過度のリコールは資源、労力の無駄使いであると共に、消費者の信頼を損なうこと大である。 従って、例えば「適正リコール実施の・・」等とすべきと考える。	消費者の視点から望まれる迅速かつ的確なリコールを促進するための共通指針であり、その点についてタイトル、副題において記述しているところ。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
事業者団体E	指針の名称について	2．タイトルを「適切なリコールの共通指針」とすべきである。 今回指針案における「リコール」の定義にかかわらず、我が国では現在一般に「リコール＝製品回収」ととらえられることが多い。 このような中で「リコール『促進』」と謳うことは、製品や事故のリスク評価にかかわらず、些細な事故や誤使用による事故であっても製品回収すべきという過剰な反応を招く懸念が強い。そのような過剰反応は、企業に本来負うべき以上の負担を強いることとなり、結果として製品価格への転嫁による消費者の負担増や、我が国製造業の国際競争力低下を招くことになる。メーカー責任と使用者責任のバランスをとることが肝要である。 また、今回指針は、事業者のリコール決定の判断基準、リコール実施体制整備、リコール実施内容等が適切に行われることを主眼としたものであり、あくまでも判断・実施してその結果に対する責任を負う主体は事業者である。 よって上記タイトルに変更すべきと考える。	同上
事業者団体D	指針の名称について	1．標題の「リコール促進の共通指針(案)」における、下線部分の「リコール促進」については、リコールの実施を奨励するイメージが強く、食品における極めて軽微な事故（例えば、次の2．に示す単純な表示誤記等）であってもリコール開始の意思決定を促すことになりかねないので、「リコール適正実施の共通指針」とするのがよいのではないか。	同上
企業B	指針の名称について	適正にリコールを実施することが共通指針の本意なので、「促進」をタイトルにあげるのは不適切と思われるので名称を「適正リコールの共通指針」に変更していただきたい。「リコール促進」のタイトルから受ける印象は、どんどんリコールをしましょう、と受け取られる恐れがある。食品分野においては、現在の環境問題を考えるまでもなく、過度のリコールは資源、労力の無駄使いであると共に、消費者の信頼を損なうこと大である。	同上
消費者団体	全体に関する意見	1．指針（案）全体に関する意見 1）リコールに関するガイダンスとしては、既に経済産業省より「消費生活用製品のリコールハンドブック　2007」が発行されており、必要事項をかなり網羅した内容が示されている。また、関係業界団体・関係事業者による自主行動計画の策定・公表を促すためのガイドラインの制定、製造事業者・輸入事業者、修理・設置工事事業者、販売事業者に関してそれぞれ自主行動指針を定めることが推奨されるなど、事業者が行うべきリコールに関する指針としては、このハンドブックをはじめ、手順書の類もかなり普及しているのではとの印象を持つ。従って、今回、本指針を提示することの狙い、前者との位置関係について、前文の中で明確に示されることが望ましい。 「消費者の安全確保という視点に立って、分野横断的共通指針を策定する」という策定主旨は理解するが、分野横断的にリコールの詳細まで網羅した指針内容とするには、かなり長期間の検討、調整が必要となることが考えられる一方、分野共通の基本的な内容レベルで留めるとした場合は、あまり実用的でない抽象論で終わる可能性がある。今回の場合、上記　1）の「リコールハンドブック 2007」にてカバーされる部分との重複は避け、むしろ消費者の安全確保視点から、新たに加えるべき要素、留意事項等について明示するという考えで再整理することを検討されて良いのではないか。	本指針は、消費者の視点から望まれる迅速かつ的確なリコールを促進するための分野横断的な共通指針であり、本指針策定後分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしている。 分野毎に指針の策定状況が異なるため、その状況に応じた対応を図るよう「Ⅶその他」で記述しているところ。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
消費者団体	全体に関する意見	2）リコールの実施主体は、対象となる製品、施設・設備を製造、管理している事業者なので、当事者である事業者としての対応指針を再確認することは重要であるが、消費者の安全を第一とする視点を強調するのであれば、リコールをより完全なものとするための関係者、関係組織として、他の事業者、マスコミ、消費者団体、行政機関等について、それぞれの役割、責任、更には連携・協力のあり方にまで踏み込んだ具体的指針を提示することの意義は大きいと考える。	本指針は、事業者のリコールの開始決定や方法の選択等に関する目安や利点、留意点について定めて参考に供するものである。 行政その他のあり方についての御指摘については参考にしていきたい。
消費者団体	全体に関する意見	3）リコールを行う事業者は、どういう基準でリコールの実施を決定するのか、具体的実行策は何をもって十分とするのか、どの時点で終了を判断すべきなのか、等等、事件発生にあたって不安に思いながら，手探りでリコール活動を進めていこうと取り組むのが実態である。このような悩みが払拭され、また「消費者視点をもって消費者保護を実現するために」はどのようなことを指標とすればよいのかが示されることにより、迷うことなくリコールを迅速に進めることができよう。社会的責任を果たす企業と評価されるに足るリコールを行うための実用的な指針が切望されるものと考える。	今後分野別指針を策定する際に検討されるべきものと考えている。
個人B	全体に関する意見	【指針（案）全般に関する意見】 まず、指針（案）については、「リコール促進の共通指針（案）」前文に、「事業者をはじめ、事業者団体、消費者、行政その他関係者の参考に供することをもって、迅速、的確なリコールの促進を図ることを目的とする」とされていますが、指針（案）自体の法規範性（特に指針（案）違反の場合の効果）を明らかにしていただくようお願いしたい。また、意見＜＞以降に詳述するとおり、定義、要件、効果等が不明確であるため、当該関係者に萎縮効果をもたらさないようご配慮願いたい。	本指針は基本的に自主リコール促進のための参考となるものと考えている。 既に指針が整備されている分野との関係については「Ⅶその他」で記述しているところ。
個人B	全体に関する意見	次に、指針（案）については、消費生活用製品安全法、食品衛生法、消防法等、既に施行されている法律において規制されている製品について、適用の優先関係を明確にしていただくようご配慮願いたい。また、既に経産省から公表されている「消費生活用製品のリコールガイドブック」（http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/handbook.pdf）と指針（案）との関係も明確にしていただくようお願いしたい。	同上

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
消費者団体	前文	1)「前文」　について： ①表現が一般的で、狙いが明確に伝わらないように感ずる。今回、本指針を策定した背景、本指針により実現を期す内容について、もう少し具体的に説明される方が良い。	本指針は、消費者の視点から望まれる迅速かつ的確なリコールを促進するためのものであり、事業者等の参考に供することを目的とする旨を記述しているところである。 本指針の趣旨、内容の周知を図ってまいりたい。
事業者団体C	前文	現在の電子･情報機器においては、指針（案）の指摘通り、技術の複雑化･高度化による事業者と消費者の情報格差が大きく、自立した消費者の自己の判断による行動を促すためには、適時･適切な情報提供が必要であると考える。これを踏まえ、電子･情報機器業界では、自主的な安全文化の醸成の一環として、経済産業省のリコールハンドブックおよびリコール社告JISに基づく適切なリコールを実践しており、今後ともこれらに基づき対応する所存である。 当協会および会員会社の経験を踏まえた、更なる安全文化の醸成を目指した別紙意見提案をするもの	御指摘については参考にしていきたい。
企業A	その他意見	⑨食品分野で言えば、健康被害は食中毒やアレルギー発症が多く、消費者の扱いの不備による発生リスクが否定できない。特定の消費者の不備でリコールが起こらないよう、消費者に食品の保管法や正しい摂取法等適正な扱い方法を広く周知するよう行政が努力することを明記して頂きたい。	本指針は、リコールの開始決定や方法の選択等に関する目安や利点、留意点について定めて参考に供するものである。 行政のあり方等についての御指摘については参考にしていきたい。
企業A	その他意見	⑩昨今の食品回収の一部で、その原因が異物混入、偽装等犯罪性の高いものがある。特定のリスクであっても、全ての類似商品にリスクがあるような偏った報道がなされており、社会的影響が出ている。メディアが速やかな情報伝達とあわせ正しい情報伝達をすることが、『消費者に不要な不安』を与えないことになるので、メディア報道に偏りが発生しないよう、指針の中に注意を記載して頂きたい。	同上

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
消費者団体	その他意見	3. 消費者にとって、より望ましいと考えられる踏点 1）消費者視点に立って、より適切なリコールを促進するということでは、本指針のような製品分野を特定しない基本的な対応方針を共有した上で、それぞれの業界、製品分野ごとに、業界、分野の特徴を踏まえた、効果的な手法や留意点を共有・実行することが効果的と考える。このためにも、事業者団体等においては、同業種、異業種の企業間相互の情報交換や交流の場を提供し、各社においてより高い水準のリコール活動が行われるための研究や自己研鑽が行われるよう取り計らうことが望まれる。	本指針策定後は分野別の指針の策定に向けた取組を推進していくこととしており、その際御指摘の点も参考にしていきたい。
消費者団体	その他意見	2）本指針においても指摘されているが、リコール実施時は、緊急性が高く、消費者への一刻も早い情報伝達が必要となる。事業者が、その責任からメディア等を活用してその任を果たすことは当然のことであり、このための費用が巨額に及ぶ場合を想定した準備を、予め整えておくことが必要ではあるが、このような緊急の場合、何よりも消費者の安全を最優先に考えるという視点から、仮に当座の支払い能力が無い企業においても、必要な場合は直ちにマスメディア等を活用した速やかな危険情報伝達、リコール社告等が可能となる支援の仕組みづくりが検討されて良いのではないか。この点において、行政、メディアの積極的な関与、協力を視野に入れた対応指針が検討されることが望ましい。特に消費者が情報を得るための有効な手段であるマスメディアの協力による伝達情報量を増やす工夫は不可欠であると考えられ、公共的使命を持つメディアの協力支援体制について検討いただくことを要望する。	御指摘については参考にしていきたい。
消費者団体	その他意見	3）リコールの一形態として、製品回収を伴わない「注意喚起情報の提供」が取り上げられている。例えば、器具の取り扱い上の注意点について、実際に使用した消費者からの実例を参考に早期に必要な注意行動を喚起することは、事故の未然防止、拡大防止という点で有効と考えられるので、この方法については積極的に普及を進めるべきである。	御指摘の点も踏まえて記述しているところ。
消費者団体	その他意見	4）3）との関連で、法令違反として届けられる事案の中で、例えば食品の成分表示などにおいてパッケージ上の成分表示の順番が前後しているという理由で、法令違反として製品回収が行われる例が多発している。この種の事案に対しては、「回収・廃棄」まで行うべき内容なのかとの消費者からの意見もあり、回収された製品が産業廃棄物として処理される事を考えると、資源の有効活用、環境保全の視点からも、再検討されて良いのではないかと考える。健康被害とは極めて関係の薄い違反事例においては、場合によっては「回収の必要なし」を行政として明示する、あるいは事業者が判断できる基準を明示するということを検討いただくことは社会的にも有益ではないかと考える。	安心に係わるリコールは、安全に係わるクラスⅠ、Ⅱのリコールとは異なるため、情報提供を中心とした対応としている。

提出者	分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
	その他意見	4. 本指針の活用に関する意見 1）冒頭述べたとおり、本指針の内容は、既に発行されている「消費生活用製品のリコールハンドブック　2007」や、各企業が策定している自主対応基準、手順書の内容レベルと比較すると、一般的・基本的な対応についてオーソドックスに記述されているという印象であり、実際に個々の企業が実用として使用する上では、更に詳細な具体的基準や手順、方法を追加する必要がある。本指針の「Ⅶ. その他」の章にて述べられている通り、本指針は、リコール対応についての社内体制が未整備である企業や業種分野において、基準を検討する際の参考指針として、あるいは既存の対応基準の見直し時の参考として活用されることが望ましいと思われるが、そのためにも、表、図、チャート等を駆使し、誰にも一読、一見して理解されるような体裁とすることが望まれる。更に、本指針の周知という視点では、リーフレットのような刊行物としての配布、ホームページへの掲載などにより、体制未整備の事業者まで隈なくいきわたらせるご努力を要望する。 いずれにせよ本指針が、消費者視点に立った危険防止、被害極小化のためのリコール促進のための指針の一つとして実際的に活用されるよう期待したい。	本指針の趣旨、内容のわかりやすい周知を図ってまいりたい。